

富谷市都市計画マスタープラン ～概要版～

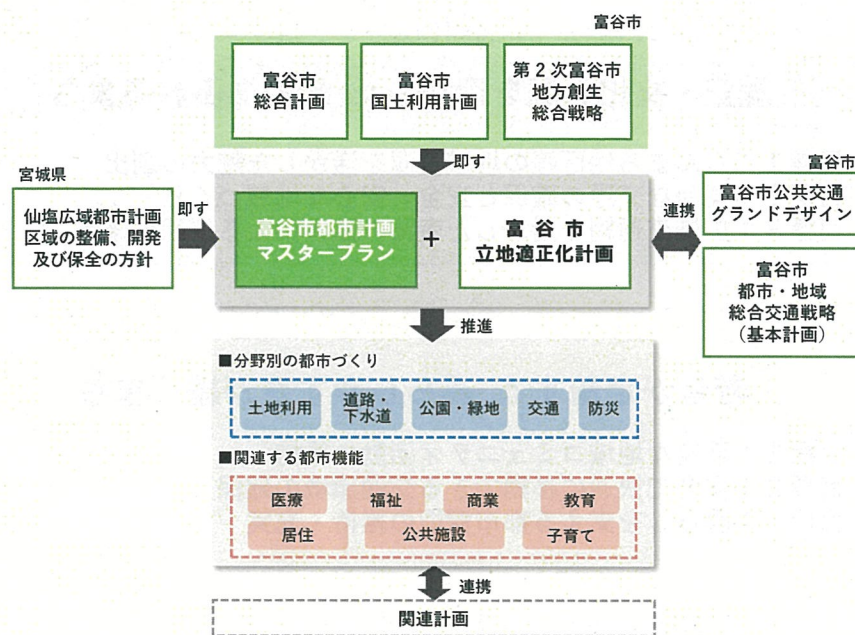
1 都市計画マスタープランとは

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市の将来像の実現に向け、まちづくりの目標を示し、土地利用、都市施設等の個別の都市計画の大きな方針を明らかにするものです。富谷市都市計画マスタープランは、富谷市（以下「本市」という。）の都市計画のあるべき姿とその実現に向けた目標や基本方針等の道筋を定めたものです。

(2) 都市計画マスタープランの位置づけ

本マスタープランは「富谷市総合計画」、「富谷市国土利用計画」、「第 2 次富谷市地方創生総合戦略」、「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即すものとし、富谷市公共交通ランドデザイン等の関連計画と連携を図りながら定めます。



(3) 目標年次

本マスタープランは、富谷市総合計画策定周期に合わせて概ね 20 年後の令和 27 年度を見据えた将来像等を定めます。また、具体的の方針、施策については令和 17 年度を目標に設定します。

(4) 富谷市都市計画マスタープランの区域

「富谷市都市計画マスタープラン」の対象区域は、都市計画区域内（市全域）とします。

2 基本構想

(1) 都市の将来像・まちづくりの方針

未来へつながる田園都市

～都市と自然が調和するまちづくり～

本市は豊かな自然の中に、生活環境の整った良好な市街地を形成することで、多くの人々が豊かに暮らせる、田園都市構造を形成してきました。これからは「住みたくなるまち日本一」の実現に向け、このような田園都市構造をさらに発展させ、市街地の魅力向上と集落環境の充実を図りながら、市街地と集落間での人・モノ・情報・経済を交流・循環させることで、富谷市における暮らしの魅力を総合的に高め未来にわたって人々を惹きつける持続可能な田園都市をめざします。

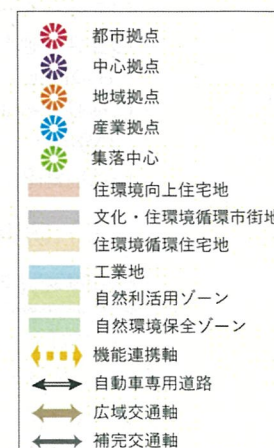
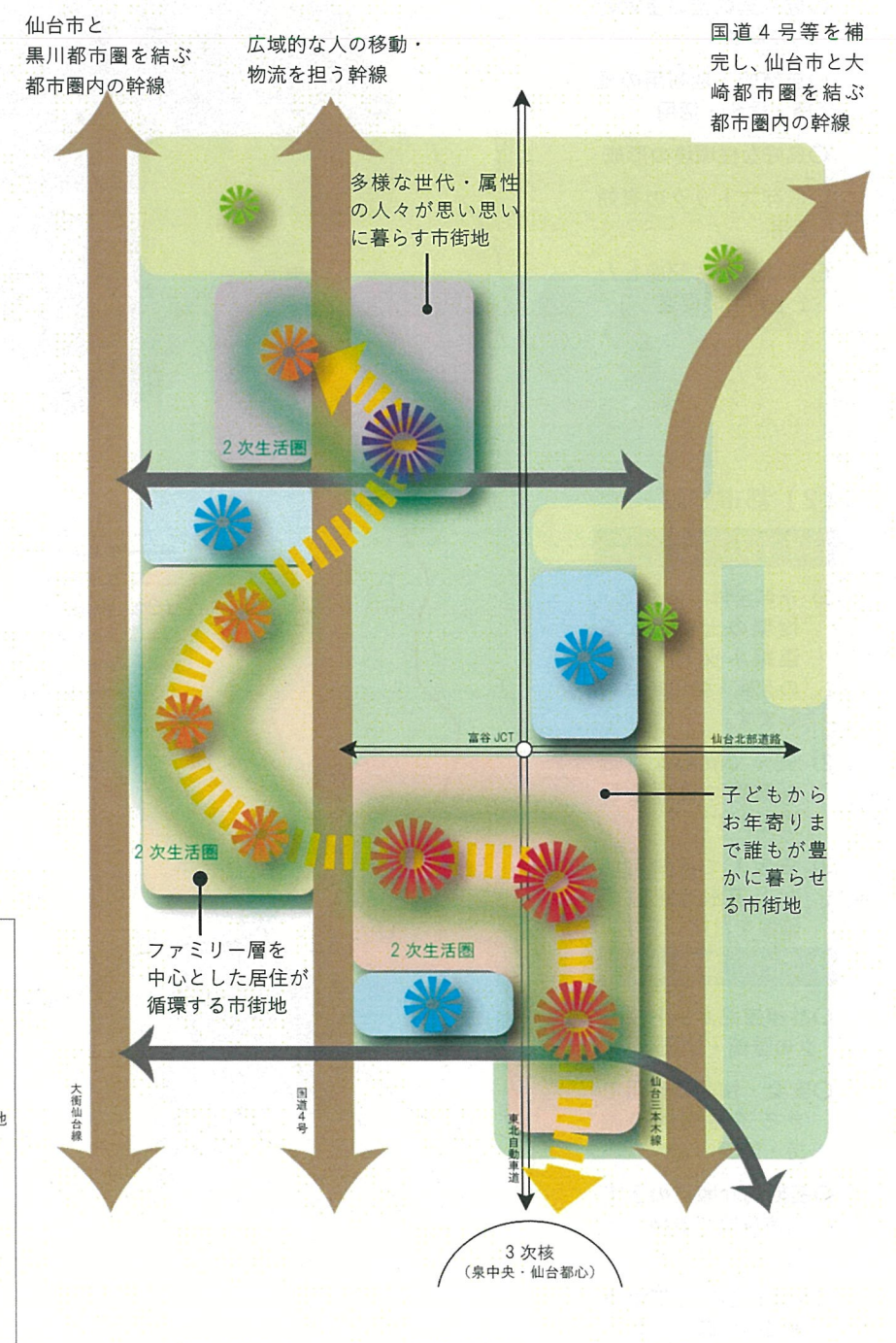


(2) 基本目標

- 1) 田園都市構造を活かした都市づくり
- 2) 高齢になっても暮らしやすい都市づくり
- 3) 環境に配慮した都市づくり
- 4) 多様な暮らしが楽しめる都市づくり
- 5) 発展する産業を支える都市づくり
- 6) 多様な主体との連携による都市づくり
- 7) 誰もが安全に暮らせる都市づくり

(3) 将来都市構造

本市の将来都市構造は、都市機能の集積や地域資源の活用を図っていく「拠点」、土地利用を計画的に推進していく「ゾーン」、そしてそれらを連結し相互の連携や活性化を図る「軸」の 3 つの要素で構成します。



3 部門別方針

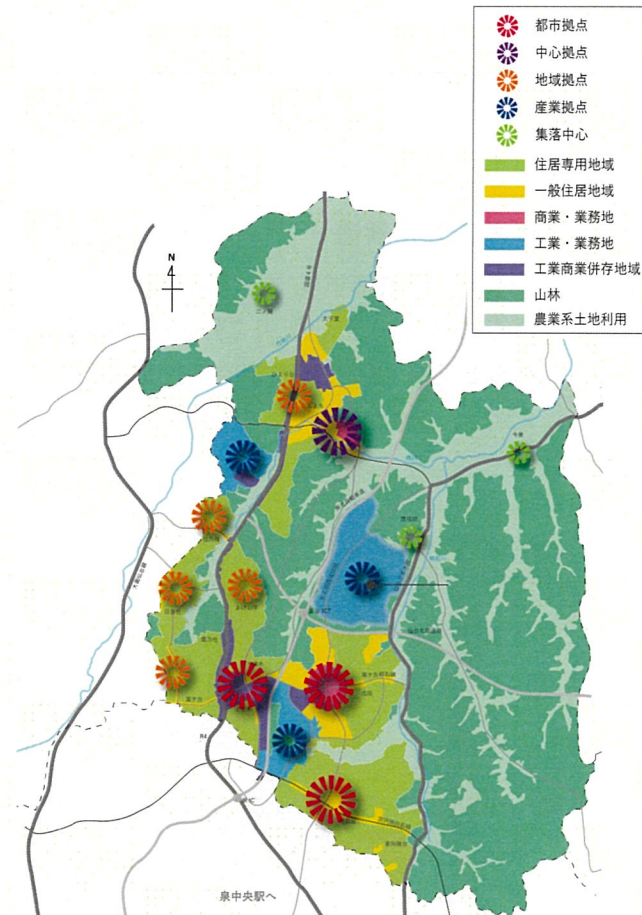
(1) 土地利用

目指す方向性

- 1) 田園都市としてのバランスが取れた土地利用を目指します。
- 2) 安全で安心な土地利用を目指します。

基本的な方針

- 機能集約型の土地利用の促進
- 自然的土地利用の維持・保全・活用
- 良好な住環境の形成
- 既存ストックの有効活用
- 環境負荷に配慮した土地利用の促進



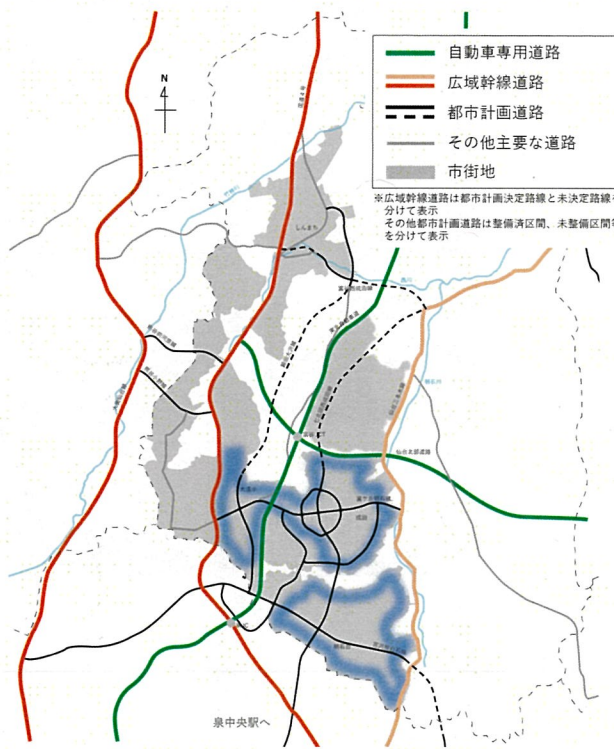
(2) 都市施設

目指す方向性

- 1) 市域全体での交流・循環の土台となる道路ネットワークの充実・強化を目指します。
- 2) 安全で安心な身近な道路の確保を目指します。
- 3) 安定して持続可能な上下水道施設の確保を目指します。

基本的な方針

- 幹線道路ネットワークの整備・検証
- 安全・快適に利用できる道路環境の維持・整備
- 長期的な観点の上下水道施設の維持・運営
- 災害に強い上下水道施設の整備・更新



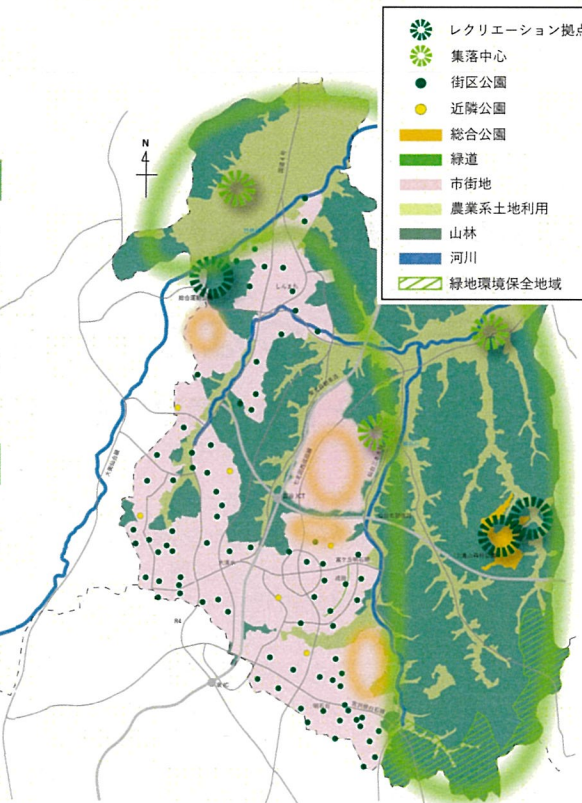
(3) みどり

目指す方向性

- 1) 田園都市として、みどりを積極的に取り込んだ都市づくりを目指します。
- 2) 緑豊かな自然環境を未来につなげることを目指します。

基本的な方針

- 市民のレクリエーション拠点となる大規模公園の整備・活用
- 身近な公園・緑地の維持・更新・活用
- 良好な自然環境の保全・利活用



(4) 公共交通

目指す方向性

- 1) さまざまな選択肢のある環境負荷の少ない交通環境の実現を目指します。
- 2) あらゆる世代の人がいきいきと活動できる交通環境の実現を目指します。
- 3) 都市部、郊外部にすばやくアクセスできる交通環境の実現を目指します。

基本的な方針

- 幹線交通の強化
- フィーダー交通の充実
- 公共交通利用のしやすい向上
- 移動しやすい交通環境の整備
- 環境負荷の軽減に向けて



(5) 防災

目指す方向性

- 1) 不測の事態でも安心できるまちづくりを目指します。
- 2) ハード整備だけでなくソフト面でも防災力の強化を目指します。

基本的な方針

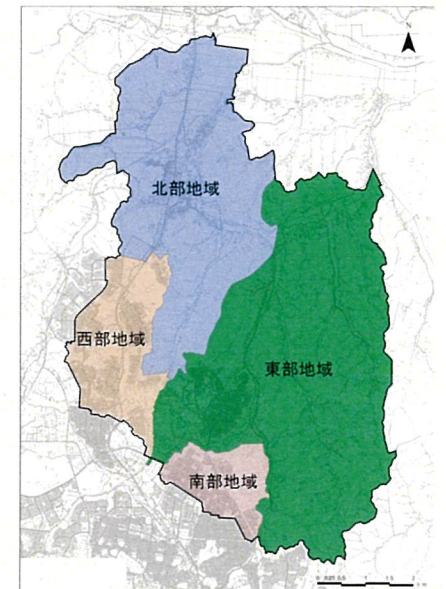
- 災害に強い道路網の確保
- 地震に強い市街地の形成
- 避難施設の機能強化
- 減災に向けた取組強化
- 地域防災力の強化

4 地域別構想

(1) 地域別構想の趣旨

地域の特徴や課題、地域住民の意見などを踏まえた、より身近なまちづくりに関する方針として「地域別構想」を策定し、各地域の魅力や特徴を活かしたまちづくりを推進します。

地域の区分は、既存の地域コミュニティのまとまりに配慮して、町内会単位・中学校区単位を基本に、「北部地域」、「西部地域」、「東部地域」、「南部地域」の4地域に設定します。



まちづくりの理念 —北部地域—

歴史・文化資源を活かした 魅力あふれるまち

- 目標1：しんまち地区等の地域資源を活かした魅力の創出
- 目標2：便利な交通の確保と安全・安心な地域づくり
- 目標3：広域交通網を活かした産業の拡大による雇用の確保

まちづくりの理念 —西部地域—

若者が定着する 暮らしやすさが続くまち

- 目標1：活発な地域コミュニティ活動の維持
- 目標2：安全で快適に移動できる交通環境の確保
- 目標3：暮らしを支える都市機能の維持・充実

まちづくりの理念 —東部地域—

市街地と農村部の融合により 豊かに暮らせるまち

- 目標1：市街地と農村部の交流・循環による魅力創出
- 目標2：都市機能及び交通サービスの充実
- 目標3：多様な地域産業の振興と雇用の場の創出

まちづくりの理念 —南部地域—

地域が誇りをもち 発展を続けるまち

- 目標1：利便性の高い生活環境と魅力的な都市景観の維持、向上
- 目標2：あらゆる世代が利用しやすい交通サービスの向上
- 目標3：持続可能な地域コミュニティの形成